(巻末資料)

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等

1. 番号法第31条第32条に基づく個人情報保護条例の改正等

地方公共団体においては、番号法第31条第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、次のとおり個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

(1) 「特定個人情報」の定義等

地方公共団体における個人情報保護条例上の「個人情報」の定義においては、「事業を営む個人の当該事業に関する情報、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」等の除外規定を設けている場合がある。特定個人情報については、当該除外部分を含めて保護の対象となるよう「特定個人情報」の定義を追加する等が必要になると考えられる。

〈参考〉定義を追加する場合の例

用語	改正内容	
特定個人情報	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	
	する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人	
	情報をいう。」等と追加	
	※ この場合、「特定個人情報」の定義にいう「個人情報」とは、	
	条例の規定の如何にかかわらず、個人情報保護法第2条第1項に	
	規定する個人情報となる。	

(2) 番号法第29条<u>第30条</u>・第30条<u>第31条</u>を踏まえた個人情報保護条例の改正等

	改正内容	
項目	特定個人情報(情報提供等の記録を除く。) (番号法 <mark>第29条</mark> 第 30条)	情報提供等の記録 (番号法 <mark>第30条</mark> 第31条)
利用目的以外	・次の例外を除いて原則禁止と	禁止とする。
の目的での利	する。	(第4-3-(3)2d)
用	(第 $4-1-(1)$ 1B)	
	<例外>	
	①激甚災害時等に金銭の支払を	
	行う場合	
	(第4-1-(1)2a)	
	②人の生命、身体又は財産の保	
	護のために必要がある場合で	
	あって、本人の同意があり、	

	改正	内容
-E !!	特定個人情報(情報提供等の記	
項目	録を除く。)(番号法 <mark>第29条第</mark>	情報提供等の記録
	<u>30条</u>)	(番号法 <u>第30条第31条</u>)
	又は本人の同意を得ることが	
	困難である場合	
	(第 $4-1-(1)$ 2 b)	
提供制限	・番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。	
	(第4-3-(2)2)	
開示	・本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
	(第4-4-(3)A)	
	・他の法令又は条例の規定に基づ	き開示することとされている場合
	であっても、開示の実施の調整	は行わないこととする。
	(第4-4-(3)C)	
	・経済的困難その他特別の理由が	あると認めるときは、開示請求の
	手数料を免除できるようにする。	
	(第4-4-(3)D)	
		・事案の移送を禁止とする。
		(第4-4-(3)B)
訂正	・本人、法定代理人、任意代理人	による請求を認める。
	(第4-4-(4)A)	
		・事案の移送を禁止とする。
		(第4-4-(4)B)
		・訂正の通知先を、総務大臣及
		び情報照会者又は情報提供者
		とする。
		(第4-4-(4)C)
利用停止	・本人、法定代理人、任意代理	・請求を認めない。
	人による請求を認める。	(第4-4-(5)C)
	(第4-4-(5)A)	
	・次の場合も請求を認める。	
	(第4-4-(5)B)	
	①利用制限に違反している場合	
	②収集・保管制限に違反してい	
	る場合	
	③ファイル作成制限に違反して いる場合	
	いる場合 ④提供制限に違反している場合	
 措置要求		✓ る者に対する措置要求を行わない
11日 旦 安 ボ	- 体付りる個人情報の旋供を受け - こととする。	○11 に刈り ○11 但安水で11 47ない
	(第4-4-(1))	
		1 知 四 笠 を 担 宝 し て い そ 担 合 け こ ト

[※] 個人情報保護条例において、オンライン結合の制限等を規定している場合は、上 記表の提供制限における改正内容と同様、番号法第19条各号に該当する場合に特定

(3) 特定個人情報の適正な取扱いの確保のための個人情報保護条例の改正等

項目	必要な措置	
安全管理措置	・個人番号利用事務等実施者は、個人番号(生存する個人のものだ	
	けでなく死者のものも含む。)の漏えい、滅失又は毀損の防止そ	
	の他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずる。	
	・保有する個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の	
	防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講	
	ずる。	
	(第4-2-(2))	

[※] 上記の項目のほか、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報の正確性の確保等について、番号法第31条第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

2. 特定個人情報の利活用のための条例の改正等

. 特定個人情報の利洛用のための未例の改正等				
項目	条例の改正等が必要な場合			
利用事務	・番号法別表第1に規定されていない地方公共団体の独			
(番号法第9条第2項)	自事務に利用する場合			
	・同一地方公共団体の同一機関内における複数の事務間			
	で特定個人情報を移転する場合			
	・当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を			
	義務付けている場合に、上記の特定個人情報の移転に			
	より、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書			
	面の提出を不要とする場合			
	(第4-1-(1)1Aa)			
提供制限	・同一地方公共団体内における他の機関に特定個人情報			
(番号法第19条第 9 10	を提供する場合			
号)	・独自事務に個人番号を利用し、当該独自事務の根拠と			
	なる条例において書面の提出を義務付けている場合			
	に、上記の同一地方公共団体内における特定個人情報			
	の提供を受けることにより、当該特定個人情報と同一			
	の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合			
	(第4-3-(2)2B i)			
個人番号カードの利用	・市町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するもの			
(番号法第18条)	として条例で定める事務で利用する場合等			